

投入制限

根 拠 法 令	解 説
廃掃法	
(目的)	
第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 廃掃法は目的で廃棄物の適正処理を掲げている。
(国及び地方公共団体の責務)	
第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に關し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 適正処理責任を市町村に課している。
(一般廃棄物処理計画)	
第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。(以下「一般廃棄物処理計画」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 投入制限を回避し、計画的な施設整備を行うため、処理計画の策定を市町村に義務づけている。
2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に關し、次に掲げる事項を定めるものとする。	
一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み。	
第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。	